

生きがいサロン利用に係るケアプラン作成について

◎ケアプランの作成について

○総合事業について

①通所型サービスB（生きがいサロン）のみ利用の場合

ケアマネジメントCでケアプランを作成する。

初回のみ介護予防ケアマネジメントのため有効期限なし。

②通所型サービスBを利用中、現行相当サービスの利用も開始する場合

（ケアマネジメントCでケアプラン作成後、通所介護・訪問介護を利用開始）

通所型サービスBを利用しているが、現行相当サービスの利用も開始する場合は、ケアマネジメントAでケアプランを作成し、通所型サービスBも位置付ける。また、通所型サービスBのみ利用時に作成したケアマネジメントCのケアプランは終了する。

③通所型サービスBを利用中、通所型サービスCの利用を開始する場合

（ケアマネジメントCでケアプラン作成後、心身力アップ教室・短期集中ステップアップ倶楽部を利用開始）

ケアマネジメントBでケアプランを作成し、通所型サービスBも位置付ける。また、通所型サービスBの利用時に作成したケアマネジメントCでのケアプランは終了する。

④通所型サービスCを利用中、通所型サービスBを利用する場合

（ケアマネジメントBでケアプラン作成後、生きがいサロンを利用開始）

ケアマネジメントBで作成したケアプランに通所型サービスBの利用を追加する。

⑤現行相当サービスを利用中、通所型サービスBの利用をケアプランに位置付ける場合

（ケアマネジメントAでケアプラン作成後、生きがいサロンを利用開始）

現行相当サービスを利用しており、通所型サービスBをケアマネジメントに位置付けて利用開始する場合は、ケアマネジメントAで作成したケアプランに通所型サービスBを位置付ける。

○介護予防給付について

⑥通所型サービスBを利用中、介護予防サービスの利用も開始する場合

（ケアマネジメントCのケアプラン作成後、福祉用具貸与、通所リハビリテーション等を利用開始）

通所型サービスBを利用しているが、介護予防サービスの利用も開始する場合は、介護予防支援でケアプランを作成し、通所型サービスBも位置付ける。また、通所型サービスBのみ利用時に作成したケアマネジメントCのケアプランは終了する。

⑦介護予防サービスを利用中、通所型サービスBの利用も開始する場合

(介護予防支援のケアプラン作成後、生きがいサロンを利用開始)

介護予防サービスを利用しており、通所型サービスBをケアマネジメントに位置付けて利用開始する場合は、介護予防支援で作成したケアプランに通所型サービスBを位置付ける。

※ ②～⑦において、アセスメントの結果、通所型サービスBの利用をケアプランに位置付ける必要がないと判断された場合は、ケアプランに入れない。その場合、生きがいサロンの利用は一般介護予防としての利用となり、本人の生きがいサロン利用を妨げるものではない。また、上記の際、②、③、⑥については新しいケアプラン作成後は、ケアマネジメントCで作成したケアプランは終了する。

	No	利用中のサービス	利用を開始するサービス	現在のケアプラン	新しく作成するケアプラン
総合事業	①	なし	通所型サービスB (生きがいサロン)	なし	⇒ ケアマネジメントC
	②	通所型サービスB (生きがいサロン)	現行相当サービス (通所介護、訪問介護)	ケアマネジメントC	⇒ ケアマネジメントA (※)
	③	通所型サービスB (生きがいサロン)	通所型サービスC (心身力アップ教室等)	ケアマネジメントC	⇒ ケアマネジメントB (※)
	④	通所型サービスC (心身力アップ教室等)	通所型サービスB (生きがいサロン)	ケアマネジメントB	⇒ ケアマネジメントB
	⑤	現行相当サービス (通所介護、訪問介護)	通所型サービスB (生きがいサロン)	ケアマネジメントA	⇒ ケアマネジメントA
介護予防給付	⑥	通所型サービスB (生きがいサロン)	介護予防サービス (福祉用具貸与、通所リハビリテーション等)	ケアマネジメントC	⇒ 介護予防支援 (※)
	⑦	介護予防サービス (福祉用具貸与、通所リハビリテーション等)	通所型サービスB (生きがいサロン)	介護予防支援	⇒ 介護予防支援

※ 通常ケアマネジメントCは有効期限がないものであるが、新しいケアプラン作成後は終了することとする。

○サービス担当者会議について

生きがいサロン運営者（以下、「運営者」とする。）がサービス提供責任者となるため、ケアマネジメントA、ケアマネジメントB、介護予防支援によるサービス担当者会議が必要なケアプランを作成する場合は、サービス担当者会議に参加させること。ただし、参加は必須とはせず、運営者が参加しない場合は、会議の結果を運営者へ通知することとする。

(参考) 総合事業サービスとは併用が出来ないサービス一覧

利用中のサービス	併用が出来ないサービス
訪問介護、通所介護 (現行相当サービス)	訪問型短期集中サービス (訪問型サービスC) 通所型短期集中サービス (通所型サービスC)
訪問型短期集中サービス (訪問型サービスC)	訪問介護、通所介護 (現行相当サービス)
通所型短期集中サービス (通所型サービスC)	訪問介護、通所介護 (現行相当サービス)
居宅療養管理指導・住宅改修 福祉用具貸与・福祉用具販売 を除いた介護予防サービス(※)	訪問型短期集中サービス (訪問型サービスC) 通所型短期集中サービス (通所型サービスC)

※小規模多機能型居宅介護も含む